令和７年６月定例会

議　案　説　明　資　料

予算に関する説明書

（令和７年度６月補正予算等関係）

総　　務　　部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和７年６月定例会議案説明資料目次

総　務　部

【予算関係】

議案番号	件　　名	課　名　等	頁
第　２　号	令和７年度鳥取県一般会計補正予算（第４号）		
	１　補正予算説明資料	（総　括　表） 統　　計　　課 教 育 学 術 課	３ ４ ５
	２　歳入歳出事項別明細書		８
	３　節の明細		１０

【予算関係以外】

（議　案）

議案番号	件　　名	課　名　等	頁
第　４　号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	行政体制整備局 人 事 企 画 課	１１

（報　告）

報告番号	件　　名	課　名　等	頁
第１２号	長期継続契約の締結状況について	政 策 法 務 課	２３

議案第2号

補 正 予 算 説 明 資 料 総 括 表

総務部(単位:千円)

課　名	補正前の額	補 正 額	計	財　源　内　訳				備 考
				国庫支出金	起　債	その他	一般財源	
(一般会計)								
統計課	565,269	16,528	581,797	16,528				
教育学術課	4,280,139	23,120	4,303,259				23,120	
合　計	10,932,584	39,648	10,972,232	16,528			23,120	

【説　明】

＜総務部の主な事業＞

【教育学術課】　・(新)私立中学校授業料助成拡大事業(13,299千円)

令和７年度一般会計補正予算説明資料

２款　総務費
　７項　統計調査費　　統計課（内線：７５８８）
　　２目 基本統計費・３目 労働統計費・４目 農林水産統計費・６目 教育統計費・７目 国勢調査費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
統計調査	368,777	16,528	385,305	16,528				
トータルコスト	補正前：454,043千円（12.3人）、補正：18,105千円（0.2人）、計：472,148千円（12.5人）							

１　事業の目的、概要

各種行政施策や法定人口等の基準となる基礎資料を得るため、国（総務省）の委託を受けて、令和７年国勢調査（全数調査）、令和７年国勢調査事後調査（抽出調査）等を実施する。

２　主な事業内容

令和７年国勢調査について、国から交付される委託費（主に市町村委託費）が増額されたことに伴い増額補正を行うもの。

＜国勢調査＞

我が国に常住するすべての人・世帯を対象とする全数調査であり、国の最も基本的で重要な統計調査として実施する。（５年周期）

・調査期日：令和７年10月１日（水）

・調査対象：県内に常住するすべての人・世帯/約22万世帯

令和７年度一般会計補正予算説明資料

２款　総務費
　１項　総務管理費
　　８目　私立学校振興費

教育学術課（内線：７０２２）
（単位：千円）

事業名	補正前	補　正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	101,928	6,154	108,082				6,154	
トータルコスト	補正前：106,660千円（0.6人）、補正：6,943千円（0.1人）、計：113,603千円（0.7人）							

１　事業の目的、概要

安心で安全な教育環境の確保のため、私立高等学校等の施設整備事業に対する助成を行う。

２　主な事業内容

私立学校において、大規模修繕及び安全管理対策（防犯対策）の新規案件が生じたため、私立高等学校等大規模修繕促進事業補助金及び私立高等学校安全管理対策（防犯対策）事業補助金の増額補正を行う。

細事業名	内容	予算額
（１）私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	建築後、概ね20年以上経過した私立中学校・高等学校の既存校舎等の修繕に係る経費に対して補助を行う。 【補助率】1/3 ＜実施校の概要＞ ア 湯梨浜学園中学校・高等学校 ・教室棟屋上防水工事（2,996千円） イ 米子北高等学校 ・第４校舎トイレ改修工事（2,777千円）	5,773
（２）私立高等学校安全管理対策（防犯対策）事業補助金	学校における生徒、教員等の安全を確保するため、防犯監視システム等の設備設置等に対して補助を行う。（事業費が国庫補助対象下限額を下回り国庫補助の対象とならないもの。） 【補助率】1/3 ＜実施校の概要＞ 鳥取城北高等学校（381千円）	381
合計		6,154

令和７年度一般会計補正予算説明資料

２款　総務費
　１項　総務管理費
　　８目　私立学校振興費

教育学術課（内線：７０２２）
（単位：千円）

事業名	補正前	補　正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不登校対策事業	57,603	3,667	61,270				3,667	
トータルコスト	補正前：58,392千円（0.1人）、補正：4,456千円（0.1人）、計：62,848千円（0.2人）							

１　事業の目的、概要

誰一人取り残さない学びの環境づくりの推進のため、児童生徒、保護者のニーズに応え学びの選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援することにより、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保する。

２　主な事業内容

補助要件を満たすフリースクール１施設が新たに認定を受ける見込みが立ったことから、予算を増額する。

細事業名	内容	予算額
【拡充】鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して、運営費等の助成を行う。 補助率：1/2 上限額：１施設あたり 4,000千円	3,667

３　その他（改善点等）

平成26年度から、フリースクールの教育的意義等を踏まえ、フリースクールの運営者に対して補助を行い、令和５年度には、十分な相談、支援体制の充実のため補助上限額を拡充し、学びの環境の充実を図っている。（令和７年５月時点対象施設：10施設）

令和５年度の児童生徒の問題行動・不登校調査の結果によると、認知されている不登校者数は全国・県内とも過去最多となった。人と人との距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子どもたちが増えた可能性があることが指摘されており、フリースクールなど多様な学びの場の更なる充実を図る必要がある。

令和７年度一般会計補正予算説明資料

２款　総務費
　１項　総務管理費
　　８目　私立学校振興費

教育学術課（内線：７８２４）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）私立中学校授業料助成拡大事業	0	13,299	13,299				13,299	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：14,088千円（0.1人）、計：14,088千円（0.1人）							

１　事業の目的、概要

家庭の経済状況にかかわらず、全ての中学生が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、授業料等を補助（学校の代理受領）し、家庭の教育費負担の軽減を図る。

２　主な事業内容

令和７年度に現行の高等学校等就学支援金の対象外となっている者（年収約910万円以上の世帯）への助成（高校生等臨時支援）が措置されることとなったことに伴い、中学分も同様の支援を実施する。

細事業名	内容	予算額
（１）中学生臨時支援	年収910万円以上の世帯に9,900円／月を支給する。（授業料に充当）	13,187
（２）事務費	私立中学校の設置者に対して、事務費を交付する。	112
合計		13,299

＜中学の場合＞

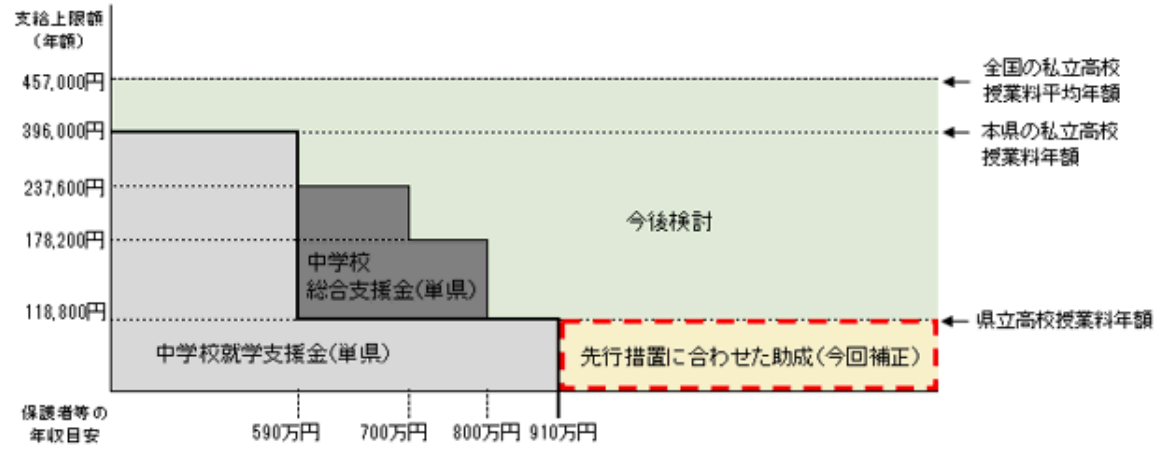

＜高校の場合(参考)＞

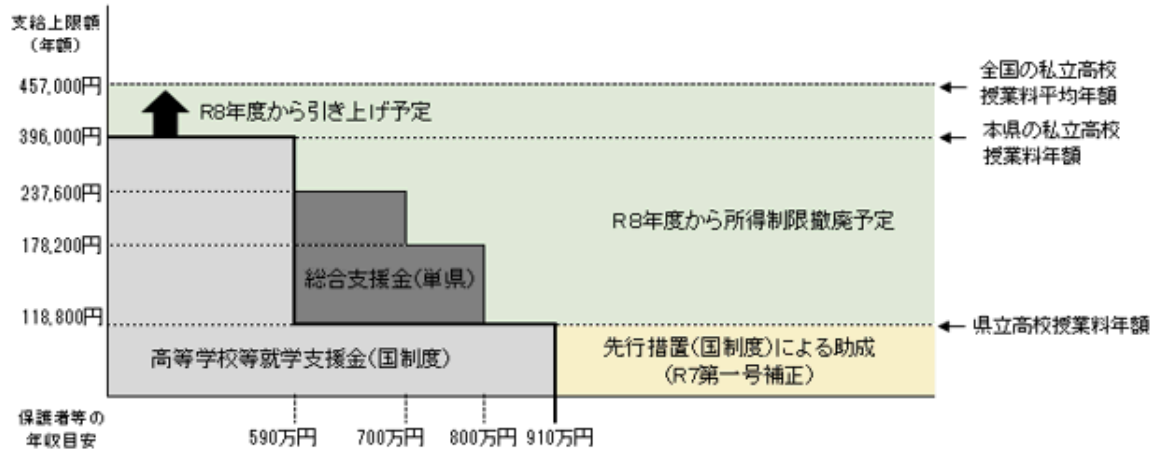

令和7年度一般会計補正予算（第4号）歳入歳出事項別明細書(総務部)

（単位：千円）

款　項　目	2款 総 務 費								
				1項 総務管理費					
							8目 私立学校振興費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報　　酬	204,335		204,335	155,701		155,701	424		424
2 給　　料	1,165,296		1,165,296	1,039,984		1,039,984			
3 職員手当等	2,728,580		2,728,580	2,658,242		2,658,242			
4 共　済　費	443,524		443,524	397,907		397,907			
5 災害補償費	300		300	300		300			
6 恩給及び退職年金	4,234		4,234	4,234		4,234			
7 報　償　費	32,506		32,506	23,505		23,505	16,315		16,315
8 旅　　費	52,724		52,724	47,195		47,195	894		894
費用弁償	7,679		7,679	7,162		7,162	410		410
普通旅費	41,335		41,335	37,194		37,194	404		404
特別旅費	3,710		3,710	2,839		2,839	80		80
9 交　際　費	1,100		1,100	1,100		1,100			
10 需　用　費	231,385	47	231,432	218,666		218,666	100		100
11 役　務　費	101,778		101,778	86,092		86,092	70		70
12 委　託　料	1,118,076	16,481	1,134,557	816,865		816,865	9,154		9,154
13 使用料及び賃借料	103,888		103,888	98,694		98,694	47		47
14 工事請負費	335,541		335,541	335,541		335,541			
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費	1,669		1,669	1,669		1,669			
18 負担金、補助及び交付金	4,404,283	23,120	4,427,403	3,756,788	23,120	3,779,908	3,602,724	23,120	3,625,844
19 扶　助　費									
20 貸　付　金									
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800			
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積　立　金									
25 寄　附　金									
26 公　課　費									
27 繰　出　金									
予　備　費									
計	10,931,019	39,648	10,970,667	9,644,283	23,120	9,667,403	3,629,728	23,120	3,652,848
財源内訳 国庫支出金	1,897,018	16,528	1,913,546	1,390,600		1,390,600	1,384,625		1,384,625
財源内訳 地方債	50,000		50,000	43,000		43,000			
財源内訳 その他	596,917		596,917	228,958		228,958	415		415
財源内訳 一般財源	8,387,084	23,120	8,410,204	7,981,725	23,120	8,004,845	2,244,688	23,120	2,267,808

令和7年度一般会計補正予算（第4号）歳入歳出事項別明細書(総務部)

（単位：千円）

款項目	2款 総務費						総務部合計		
	7項 統計調査費								
				7目 国勢調査費					
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	46,259		46,259	144		144	204,335		204,335
2 給料	90,068		90,068				1,165,296		1,165,296
3 職員手当等	50,730		50,730				2,728,580		2,728,580
4 共済費	32,919		32,919				443,524		443,524
5 災害補償費							300		300
6 恩給及び退職年金							4,234		4,234
7 報償費	7,756		7,756	523		523	32,506		32,506
8 旅費	5,003		5,003	2,091		2,091	52,724		52,724
費用弁償	445		445	17		17	7,679		7,679
普通旅費	3,883		3,883	2,014		2,014	41,335		41,335
特別旅費	675		675	60		60	3,710		3,710
9 交際費							1,100		1,100
10 需用費	11,991	47	12,038	6,300	47	6,347	231,385	47	231,432
11 役務費	15,223		15,223	10,095		10,095	101,778		101,778
12 委託料	300,751	16,481	317,232	292,944	16,481	309,425	1,119,641	16,481	1,136,122
13 使用料及び賃借料	4,554		4,554	2,380		2,380	103,888		103,888
14 工事請負費							335,541		335,541
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費							1,669		1,669
18 負担金、補助及び交付金	15		15				4,404,283	23,120	4,427,403
19 扶助費									
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金							1,800		1,800
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄附金									
26 公課費									
27 繰出金									
予備費									
計	565,269	16,528	581,797	314,477	16,528	331,005	10,932,584	39,648	10,972,232
財源内訳 国庫支出金	506,418	16,528	522,946	314,477	16,528	331,005	1,897,018	16,528	1,913,546
財源内訳 地方債							50,000		50,000
財源内訳 その他	189		189				596,917		596,917
財源内訳 一般財源	58,662		58,662				8,388,649	23,120	8,411,769

節　　の　　明　　細

項　　目			金額(千円)等
2款　総務費			
1項　総務管理費			
8目　私立学校振興費			
	負担金、補助及び交付金	大規模修繕等促進事業補助金	5,773
		鳥取県私立高等学校安全管理対策(防犯対策)事業補助金	381
		鳥取県フリースクール連携推進事業補助金	3,667
		中学生臨時支援金	13,187
		中学校事務費交付金	112

議案第４号（条例関係）　　人事企画課（内線：７４１８）

条例名等	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

提出理由及び概要

１　提出理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業及び子育て部分休暇制度を拡充する措置を講ずる。

２　概　　要

（１）職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア　部分休業の拡充（小学校就学前まで）

（ア）取得形態の新設

新たな取得形態として、毎年４月１日から翌年３月31日までの間において10日間（正職員の場合は77時間30分）の範囲内で部分休業を取得可能とする形態を追加する。

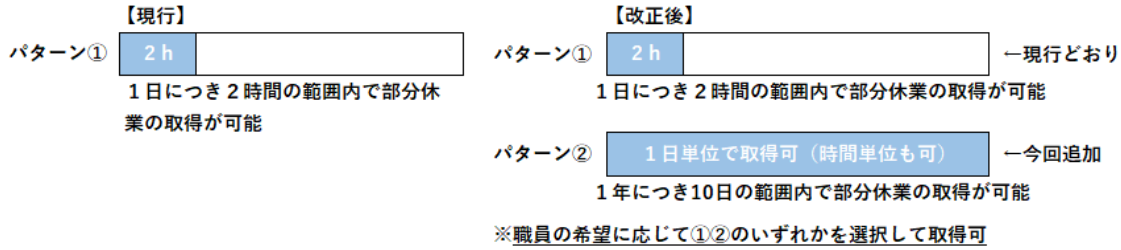

（イ）取得する時間帯の制限撤廃

（改正前）正規の勤務時間の始めと終わりに接続して取得

（改正後）勤務時間の途中でも取得可能

（２）職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア　子育て部分休暇の拡充（小学校就学から中学校卒業まで）

（１）の部分休業と同様の改正を行う。

＜参考＞現在の部分休業、子育て部分休暇制度

育児のため、１日につき２時間の範囲内で勤務しないことができる制度（無給）

※部分休業と子育て部分休暇の違いは取得可能時期

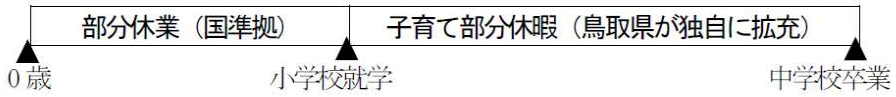

イ　妊娠等の申出職員に対する措置

任命権者は、職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合には、当該職員に対して、出生時両立支援制度等を知らせるための措置等を講ずるものとする。

（３）県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

（２）に準じた改正を行う。

※現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等についても、所要の規定の整備を行う。

３　施行期日

令和７年10月１日

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年鳥取県条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第10条第１項及び第２項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第３項並びに第19条第１項から第３項まで及び第５項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第10条第１項及び第２項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第３項並びに第19条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
（部分休業をすることができない職員） 第19条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　略 （２）　育児休業法第19条第１項の規定による請求をした時点において、１週間の勤務日の日数が３日以上である非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で１年間の勤務日の日数が121日以上であるもの以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。）	（部分休業をすることができない職員） 第19条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　略 （２）　育児休業法第19条第１項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。） ア　１週間の勤務日の日数が３日以上である非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で１年間の勤務日の日数が121日以上であるもの イ　１日の勤務時間数を考慮して人事委員会が定める非常勤職員
（第１号部分休業の承認） 第20条　育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 ２　特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時	（部分休業の承認） 第20条　部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 ２　特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から

間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日の勤務時間から５時間45分を減じた時間（前項に規定する特別休暇に相当する休暇を承認されている非常勤職員にあっては、１日の勤務時間から当該休暇の時間に５時間45分を加えた時間を減じた時間）の範囲内で行うものとする。	当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日の勤務時間から５時間45分を減じた時間（前項に規定する特別休暇に相当する休暇を承認されている非常勤職員にあっては、１日の勤務時間から当該休暇の時間に５時間45分を加えた時間を減じた時間）の範囲内で行うものとする。
（第２号部分休業の承認） 第20条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。 （１）　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 （２）　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数	
（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間） 第20条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	
（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第20条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 （１）　非常勤職員以外の職員　77時間30分 （２）　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間	
（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情） 第20条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院し	

たこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条　職員（非常勤職員を除く。）が育児休業法第19条第１項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第16条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 ２　略	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条　職員（非常勤職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第16条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 ２　略
（部分休業の承認の取消事由） 第22条　育児休業法第19条第６項において準用する同法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。	（部分休業の承認の取消事由） 第22条　第14条の規定は、部分休業について準用する。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（給与の減額等） 第15条　略 ２　職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （１）　育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の	（給与の減額等） 第15条　略 ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。） （２） 修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため１週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。） （３） 高齢者部分休業（55歳に達した当該職員が１週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。） （４） 子育て部分休暇（当該職員が中学校修了前の子その他の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。） （５） 介護休暇等（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。） ３ 略	３ 略

（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給与の減額等） 第17条 略 ２ 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額等） 第17条 略 ２ 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（１） 育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。） （２） 修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため１週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。） （３） 高齢者部分休業（55歳に達した当該職員が１週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。） （４） 子育て部分休暇（当該職員が中学校修了前の子その他の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。） （５） 介護休暇等（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。） ３ 略	３ 略

（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第４条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成７年鳥取県条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給与の減額等） 第22条 略 ２ 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額等） 第22条 略 ２ 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合に

	は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
（１） 育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。） （２） 修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため１週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。） （３） 高齢者部分休業（55歳に達した当該職員が１週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。） （４） 子育て部分休暇（当該職員が中学校修了前の子その他の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。） （５） 介護休暇等（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）	
３ 略	３ 略

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第５条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（無給休暇） 第17条 略 ２ 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 （１）・（２） 略 （３） 子育て部分休暇 次に掲げるいずれかの期間	（無給休暇） 第17条 略 ２ 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 （１）・（２） 略 （３） 子育て部分休暇 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、１日につき２時間（職員の育児休業等に関する条例（平成４年鳥取県条例第６号）第20条第２項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、２時間から当該特別休暇の時

	間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間
ア　１日につき２時間（職員の育児休業等に関する条例（平成４年鳥取県条例第６号）第20条第２項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、２時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間	
イ　毎年４月１日から翌年３月31日までの間において、77時間30分の範囲内で１時間を単位として必要と認められる期間	
（４）　略	（４）　略
３～６　略	３～６　略
（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇） 第20条　略	（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇） 第20条　略
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第21条　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （２）　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 （３）　職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （２）　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職	

員の意向を確認するための措置 （３） 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３ 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	
（要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第22条 任命権者は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２ 略	（要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第21条 任命権者は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２ 略
（勤務環境の整備に関する措置） 第23条 略	（勤務環境の整備に関する措置） 第22条 略
（人事委員会規則への委任） 第24条 略	（人事委員会規則への委任） 第23条 略

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第６条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（無給休暇） 第15条 略 ２ 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 （１）・（２） 略 （３） 子育て部分休暇 次に掲げるいずれかの期間	（無給休暇） 第15条 略 ２ 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 （１）・（２） 略 （３） 子育て部分休暇 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、１日につき２時間（職員の育児休業等に関する条例（平成４年鳥取県条例第６号）第20条第２項の

	人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、２時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間
ア　１日につき２時間（職員の育児休業等に関する条例（平成４年鳥取県条例第６号）第20条第２項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、２時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間	
イ　毎年４月１日から翌年３月31日までの間において、77時間30分の範囲内で１時間を単位として必要と認められる期間	
（４）　略	（４）　略
３～６　略	３～６　略
（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇） 第17条の２　略	（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇） 第17条の２　略
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第18条　市町村教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （２）　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 （３）　職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　市町村教育委員会は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」	

という。）その他の事項を知らせるための措置 （２） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 （３） 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３ 市町村教育委員会は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	
（要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第19条 市町村教育委員会は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２ 略 （勤務環境の整備に関する措置） 第20条 略 （人事委員会規則への委任） 第21条 略	（要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第18条 市町村教育委員会は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２ 略 （勤務環境の整備に関する措置） 第19条 略 （人事委員会規則への委任） 第20条 略

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年10月１日から施行する。ただし、附則第４項及び第６項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２ 育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

３ 施行日から令和８年３月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における第５条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第17条第２項第３号イの規定の適用については、「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

4　任命権者は、施行日前においても、新勤務時間条例第21条第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5　施行日から令和８年３月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における第６条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新県費負担教職員勤務時間条例」という。）第15条第２項第３号イの規定の適用については、「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

6　市町村教育委員会は、施行日前においても、新県費負担教職員勤務時間条例第18条第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

報告第１２号

長 期 継 続 契 約 の 締 結 状 況 に つ い て

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契　約　の　相　手　方	契約金額　　円	契　約　期　間	設置場所等
1	総務部政策法務課	物品 保守	複合機	１台	鳥取市商栄町203番地６ 株式会社モリックスジャパン	使用１枚当たり 黒　　1.85円 カラー　　6.80円	令和７年４月１日 ～令和12年５月31日	鳥取県総務部政策法務課